

京師帝國大學經濟學會

經濟論叢

第九十卷 第二號

大正三十三年八月一日發行

論叢

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

道徳統計論概説……………法學博士 財部 靜治

海運同盟の運賃に対する國家政策……………法學士 小島昌太郎

水戸藩常平倉の運用……………經濟學博士 本庄榮治郎

時論

娛樂稅の重要……………法學博士 神戸 正雄

說苑

英國の自作農創定事業……………法學博士 河田 嗣郎

獨逸レントン銀行に就て……………法學士 大森 研造

雜錄

國民經濟と世界經濟……………法學博士 財部 靜治

離婚に就て……………經濟學士 岡崎 文規

勞農露國に於ける幣制改革問題……………經濟學士 谷口 吉彦

離婚に就いて

岡崎 文規

我國の戸籍法上の區別から言へば、離婚に三種類がある。妻が夫の家を去る離婚、夫が妻の家を去る離婚及び離婚者双方婚家に留まる離婚の三つの場合が即ち是である。離婚に斯くの如き種別の生ずる原因は、専ら離婚の前提條件たる婚姻なるものが普通の婚姻、入夫婚姻及び婿養子婚姻の三種類に分れてゐるからである。即ち普通の婚姻から生ずる離婚は妻が夫の家を去る離婚であり、入夫婚姻から生ずる離婚は夫が妻の家を去る離婚であり、婿養子婚姻から生ずる離婚には二種類があつて、一は離婚と同時に離婚を伴ふもので、夫が妻の家を去る離婚であり、他は離婚を伴はない離婚で、離婚者双方が婚家に留まる場合である。

寡聞ではあるが、私の知つてゐる限りでは、離婚に關する種類別研究には加藤銀藏氏の「本邦の離婚統計」(統計集誌、第百五、六號)がある許り

雜 錄 離婚に就いて

であつて、從來、此の方面の研究は極めて等閑に附せられて來たと言つてよい。しかるに氏の研究にも遺憾の點があるやうに思はれる。例へば三種類の離婚數に就いて其の百分比例を算出して「妻が夫の家を去るもの最も多く、亞で夫が妻の家を去るもの、亞で離婚者双方其の家に留まるもの、順序なりとす」と述べてゐられるが、各種離婚の前提條件たる婚姻の種別を、全然考慮に置かないで、斯くの如く論斷する事は、論斷その者には何等の誤謬が存してゐないとしても、其の種別に從つて離婚の割合を測定しようとする目的に對しては、決して適當なものではないと考へられる。今假りに妻が夫の家を去る離婚數は百であつて、夫が妻の家を去る離婚數は五十であるとせよ。更にまた妻が夫の家を去る離婚の可能前提をなす普通の婚姻數が千であるに對して、夫が妻の家を去る離婚の可能前提をなす入夫婚姻數が僅かに二百五十に過ぎなかつたとせよ。この場合に妻が夫の家を去る離婚數は夫が妻の家を去る離婚數に比較して二倍大

第十九卷 (第二號 一五二) 二九九

である。と論斷する事は果して正當であらうか。斯くの如き假定の下では、婚姻數との關係に於て妻が夫の家を去る離婚率は一〇%となり、夫が妻の家を去る離婚率は二〇%となるから、後者は前者に對比して二倍大であると論斷する方がより正當であると私は信ずる。そこで私は婚姻との關係に於て、各種の婚姻數にそれ／＼對比してゐる各種の離婚率を相互に比較し以て適當なる結果を求めたいと思ふ。ところが、こゝに計算上一つの障害が横つてゐる。それは他でもない、ある一定の離婚數があつても、其の離婚數は何程の婚姻數中から發生したものであるかは我國の統計書では解らない。従つて離婚率なるものは正確に計算する事が出来ないのである。

第一表 種別婚姻統計

	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
普通の婚姻	25,972	25,454	21,701	20,133	20,733	20,652	19,176	19,670	20,090	19,869
入夫婚姻	3,591	3,377	3,106	3,181	3,349	3,279	3,051	3,174	3,197	3,185
増養子婚姻	2,641	2,600	2,100	2,222	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
合 計	32,204	31,431	26,907	25,536	26,349	26,238	24,484	25,101	25,544	25,241

る。そこで一つの推計方法を使用する必要が生じて来る。高野博士²⁾はある年次の離婚數を同一年次の婚姻數に對比したものを以つて離婚率を測定してゐられる。この場合の婚姻數は其の離婚數とは無關係の數字である事は言ふ迄もない所であつて、例へば百の婚姻があり、他方には十五の離婚があると云ふ事は、婚姻の一五%が破鏡の嘆に了る事を意味してゐるものではないが、しかし乍ら、それを以つて離婚の頻繁さは大體測定する事が出来るのである。

そこで私は高野博士の計算方法に基いて算出しようと思ふのであるが、先づ計算の材料を、日本帝國統計年鑑に従つて、大正元年乃至大正十年の種別婚姻數及び離婚數を左に掲げる。

2) 本邦人口の現在及び將來(大正五年版)第六十一頁

第二表 種別離婚統計

	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
妻が夫の家を去る離婚	四,五三	五,〇三	五,四七	五,六〇二	五,六〇	四,〇三	四,七六	四,九〇八	四,七八	四,五六一
夫が妻の家を去る離婚	六,八九	六,八四	六,八四	六,八五	六,八九〇	六,七四	六,〇三	六,四四	六,二四一	六,三七八
離婚者双方婚家に留まる離婚	一,七三	一,六〇	一,六三	一,五六	一,六四	一,五〇	一,四三	一,三九九	一,三三五	一,四九七
合計	九,一〇	九,五三	九,九四	九,九四	九,九三	九,二七	九,六三	九,八四一	九,七五二	九,四〇一

次に婚姻千に對する離婚數を算出するのであるが、既に述べたが如く、離婚には三種類があるけれども、離婚者双方が其の家に留まる離婚は離婚に離縁が伴つてゐないと言ふ丈の事で、離婚と言ふ事實は立派に起つてゐるのであるから、夫が妻の家を去る離婚と離婚者双方が婚家に留まる離婚とは、離婚と云ふ點から言へば一

束にして取扱つて差支へないと思はれるので、妻が夫の家を去る離婚數は普通の婚姻數に對比せしめ、夫が妻の家を去る離婚數及び離婚者双方婚家に留まる離婚數の合計は入夫婚姻數及び婿養子婚姻數の合計に對比せしめて、それと婚姻千に對する離婚數を算出すると左表の如くである。

第三表 婚姻千に對する離婚數

	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	平均
妻が夫の家を去る場合	二七	二九	二九	二七	二九	二八	二七	二二	二六	二七	二七
夫が妻の家を去り又は双方婚家に留まる場合	三六	三四	三五	三五	三二	三二	二八	二八	二九	二九	二九
偏	九	八	八	八	八	八	七	七	七	七	七

右の表に就いて見るに、妻が夫の家を去る離婚數は普通の婚姻千に付いて、平均百十七であつて、最高は大正二年及び大正五年の百三十、最低は大正九年の九十六である。夫が妻の家を

